

誹謗中傷の投稿者を特定しやすくなりました

SNSをはじめとした、匿名でも書き込みができるサービスの利用が一般化するにつれて、インターネット上に誹謗中傷を書き込まれる被害も増加しています。そうした問題を背景に令和3年に「プロバイダ責任制限法」が改正され、令和4年10月1日より施行されました。

「プロバイダ責任制限法」とは、どのような法律？

「プロバイダ責任制限法」は、インターネット上のサイトで誹謗中傷などの権利侵害が行われた際の、プロバイダやサイトの運営者に問われる責任の範囲を定めた法律です。被害者保護という側面もあり、**誹謗中傷などを書き込まれた被害者は「書き込みの削除」と「誹謗中傷を書き込んだ人の個人情報の開示」をプロバイダやサイトの運営者に請求できる**と定められています。

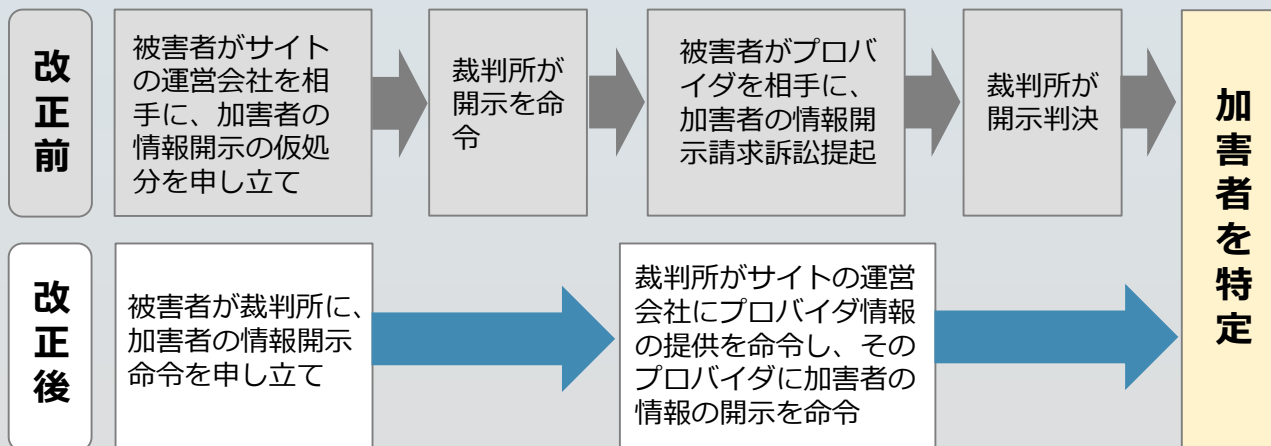


しかし、改正前の法律には問題点も……

改正前の法律では、被害者が加害者の個人情報を知りたいと思っても、複数回の裁判手続きをとる必要があり、時間や費用がかかって、被害者に大きな負担となっていました。



そんな問題点を解消するために法律が改正され、**加害者の個人情報開示の要求が裁判所への1回の手続きだけですむようになりました！**



手続きが簡易化されたことで、裁判所に申し立てをする被害者が増えることも予想されます。子どもたちには、例え冗談だとしてもインターネット上に他人の悪口を書かないよう、あらかじめ指導してください。また、自分の悪口が書き込まれた場合は、証拠としてその書き込みの画面を画像で保存し、すぐに保護者や学校に相談するよう注意しておくことも重要です。